

第3回 伊予市上下水道事業運営審議会 議事録

【日時】平成30年5月14日（月）13時30分～14時30分

【場所】伊予市役所3階 庁議室

【出席者】

審議会委員：羽鳥剛史、重松安晴、宮野篤夫、川口和男、東岡芳雄、栗田政幸、

小西千鶴子、松田タケコ、坪内圭也、木曾信之 以上10人

事務局：都市住宅課（三谷陽紀、小寺卓也、岡本智和）水道課（野島康博、

飴矢百合、長岡 崇）

【欠席者】

なし

【次第】

1. 開会

2. 審議

（1）伊予市の水道料金見直しについて

（2）水道料金改定案

（3）次回の審議会日程について

【内容】

発言者	内容
事務局	本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。 定刻が参りましたので、ただ今から第3回伊予市上下水道事業運営審議会を開催させていただきます。 本日は、水道料金に係る審議でございますので、水道課のわたくし野島が司会を務めさせていただきます。 本日の審議会は委員の皆様全員のご出席を頂いておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 また今回石河委員さんから、中山地区広報区長会会長 東岡芳雄様が後任となりましたのでご報告いたします。 それでは、開会にあたり、羽鳥会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。
議長	皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。前回の下水道料金に続きまして、今回は水道料金について集中的に議論したいと思います。皆さん、どうぞよろしくお願いします。

発言者	内容
事務局	ありがとうございました。 審議に入る前に、傍聴要領に基づき市のホームページにて開催告知を行いました。指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことを報告申し上げます。 それでは、まず、資料の確認をお願いします。 まず、1枚の「本日の式次第」、それと事前に送付しました「第3回資料」、これは皆さんのお手元に届くのが大変遅くなりご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございませんでした。 前回の議事録につきましては、要点を押さえた内容に記述し直してまとめておりますので、ご確認いただき内容について何か質問や修正などがございましたら、<u>5月17日の17時までに事務局へ連絡をお願いいたします。</u> 事務局で所要の修正等を行い、市のホームページに掲載することいたします。 それでは、これからの進行を羽鳥会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
議長	はい、審議に大きく3つありますけれども、最初の次第の2 審議の（1）「伊予市の水道料金見直しについて」事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。 私から、「伊予市の水道料金の見直しについて」説明させていただきます。 資料の3ページをお願いいたします。 まず第1回の審議会にてご説明いたしました「水道料金改定経緯」の表を載せております。水道料金の改定につきましては、給水開始が昭和34年1月からとなっており、それ以降の近年の改定状況を掲載しております。水道事業は昭和42年から公営企業法を適用しており、経営状況に伴い改正を行ってきました。現在の水道料金は平成23年9月分より改正を行いました。料金体系は「用途別」を採用し、家庭用、団体用、営業用等に別れており家庭用で1か月20㎥使用した場合の水道料金は2,570円であります。 4ページをお願いします。ここでは、使用料改定の検討内容をお示ししています。将来の財政計画の見込みから、水道料金の改定の方向性を検討しました。検討内容の方針として、7つ挙げています。 ①水道料金の算定期間については、概ね3年から5年を基準としていることから、今回の料金算定期間はH31年度～H35年度とします。 ②検討方法として、算定期間における収益的収支（純利益の状況）及び供給単価（水1㎥ 当りの収益）と給水原価（水1㎥をつくるのに掛る費用）を比較するとともに、資産維持費を考慮した検討を実施しました。 資産維持費について少し説明しますと…。 将来にわたって水道事業を維持するために見込んだ経費のことを、「資産維持費」といいます。 水道事業は、事業用資産に占める固定資産の割合が大きいため、水道水の使用料とは関係なく固定的にかかる費用（固定費）の割合が大きくなります。 また、「水」を輸送する際「1立方メートル＝1トン」の質量があるため、大きな設備が必要であり、その「水」を安定して供給するためには、「施設、管路」

発言者	内容
	の更新に莫大な費用をかけなければなりません。そういった「施設、管路」等の整備を行う場合の資金調達において、借入金（起債）にのみ依存することは、将来の「元金償還」や「支払利息」が増大し、多額の固定費が発生してしまうことになります。これらの経費を少しでも解消するために見込む費用です。 ③基本水量については、節水型料金体系を考慮し、検討したいと考えております。 ④料金体系については、「用途別」と「口径別」の体系がありますが、現行の「用途別」の料金体系を継続することにしたと考えております。 ※ 社団法人日本水道協会作成の「水道料金算定要領」では、「口径別」料金体系を原則にしていますが、現在、本市が採用しています「用途別」料金体系で料金改定を行った場合、改定率も理解しやすく周知しやすいというメリットがあります。 ⑤今回の改定については、必要改定率までの値上げを行うと水道利用者の急激な負担増となることから、（特に下水道を利用する場合）赤字を解消しつつ段階的な値上げとする。 ⑥メーター使用料については、他市の状況と比べると他市は徴収していないところもあり、徴収している市の中では本市が高く設定しているため上水道においては、改定しない。 ⑦簡易水道及び飲料水供給施設の料金は、今回の上水道料金の改定に併せて統一する。 以上の方針を基に以下の4案によるシミュレーションを行いました。 4案について、それぞれ9ページからの表を見ながら説明したいと思います。単位の千円がなかったので、修正をお願いします。 9ページの財政推計をお開きください。 これは、平成29年度から平成36年度における収支を推計したものであり、第1回でご提示したものを集約して掲載しています。上の表の収益的収支は水道を給水するための経費とその財源であります。下の表の資本的収支は水道施設を整備するための経費とその財源を表しています。 A案では、料金算定期間（H31～H35）における純利益の不足分を補うものとして、基本料金2.9%の改定、超過水量については1m³につき5円増の改定率として試算しております。これは、収益的収入と収益的支出の差を純利益と言いますが、現行の水道料金では表9行目純利益（F）欄のようにマイナスで推移します。この不足部分を補うための算定期間における必要改定率を平均した2.9%を基本料金増加として試算します。（9ページ収益的収支計算書の下から4段目参照） B案では、料金算定期間における給水原価の不足分を補うものとして、基本料金8.2%の改定、超過水量については7～9%の改定率として試算しております。これは、供給単価と給水原価2との差の不足部分を補うための算定期間における必要改定率を平均した8.1%を基本料金増加として試算します。（9ページ収益的収支計算書の下から3段目参照） C案では、料金算定期間における純利益の不足分と資産維持費を補うものとして、基本料金10.6%の改定、超過水量については9～11.5%の改定率として試算しております。純利益の不足分に資産維持費（N）（9ページ収益的収支計算書の下から5段目参照）を加算した不足部分を補うための算定期間における必要改定率を平均した10.6%を基本料金増加として試算します。（9ページ収益的収支計算書の下から2段目参照）

発言者	内容
	D案では、料金算定期間における給水原価の不足分と資産維持費を補うものとして、基本料金15.3%の改定、超過水量については13～15%後半の改定率として試算しております。これは、供給単価と給水原価2との差に資産維持費（N）を加算した不足部分を補うための必要改定率を平均した15.3%を基本料金増加として試算します。（9ページ収益的収支計算書の最下段参照） 以上の4案をそれぞれ家庭用、団体用、営業用等の料金表に反映させたものが、5～6ページになります。家庭用では、1か月20m³を使用した場合、現行が2,570円に対してA案2,660円（3.5%増）B案2,770円（7.8%増）C案2,820円（9.7%増）D案2,930円（14.0%増）となります。以下団体用、営業用、その他（湯屋用、船舶用、臨時用）についてもご覧の表のようになります。 簡易水道・飲料水供給施設の料金につきましては、現行の水道料金が上水道料金と異なりますので、料金の統一を図りたいと考えており、6ページのような上水道と同額の料金表としています。上水道と同額とした場合、改定率が若干高くなります。現行料金における上水道料金と簡易水道料金の比較表を7ページに掲載しています。ごらんのとおり2か月の使用水量が32m³で同額となりそれ以下だと簡易水道料金のほうが高く設定されていますので水をあまり使用されない高齢者方や一人暮らしの方にとっては、節水型料金体系を考慮したようになり影響は少ないと考えます。 8ページをお願いします。 （3）選定基準 水道料金の改定にあたり選定基準（審議ポイント）を次の3点のとおりとします。 ①水道料金の料金算定期間（H31年度～H35年度）の赤字を解消する。（純利益は赤字としない。） ②水道料金の料金算定期間において、供給単価を給水原価（長期前受金を除く）に限りなく近づける。 ③水道料金の料金算定期間において、累計繰越額の減少を抑える。以上の3点を満たす料金設定が改定にあたっての必要条件となろうかと考えております。 もう1点は、資産維持費を考慮する、しないによっても異なります。 資産維持費は、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められています。 これが適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこともあります。 しかしながら、一方で資産維持費を加算すると料金が大幅に上がることになります。 そこで、本市においては、資産維持費を考慮しない場合とする場合で検討しています。今回のA案、B案には、資産維持費を加算していません。C案、D案には資産維持費を見込んでおります。 資産維持費を考慮しない場合においても、内部留保資金等を活用することや減価償却費が、料金算定に将来の更新投資費用を見据えておりますので、水道料金の料金算定期間においては、一定の給水サービスは、持続可能と考えております。

発言者	内容
	以上の点を参考にいただき、ご審議をお願いしたいと思います。 次に、5～6ページの料金表を元にしたシミュレーション結果を、10ページに給水収益、収益的収入計、累計繰越額、供給単価の推計した結果表を、11ページから14ページにこれらをグラフ化したものを掲載しています。 11ページには、収益的収支の状況を表しています。表左側から現行給水収益、A案、B案、C案、D案、収益的支出となっています。下のグラフでは、棒グラフは現行の収益的収支、折れ線グラフは給水収益を表しています。 12ページには給水収益の推計のグラフを表しています。 13ページには、A～D案の純利益及び累計繰越額の推計をグラフに表わしています。純利益（棒グラフ）について、A案はH31～H34までは利益がありますが、H35、H36とマイナスに転じます。料金算定期間（H31～H35）トータルでは、約1,200万円の利益となる試算です。B案～D案は純利益はH36までは1,469万8千円～4,686万3千円となる見込みです。一方の累計繰越額については、折れ線グラフで表示しています。現状では、H36に3億4,395万7千円と推計しており、約4億6,000万円の減少となります。これを料金改定することによりA案では約3億4,000万円減少、B案1億9,700万円減少、C案1億2,800万円減少にとどまり、D案はほぼ減少0円となると推計しています。 14ページには、供給単価と給水原価の比較を行っています。青色（水色）の折れ線が現行料金での供給単価です。これを緑色の給水原価2のラインに近づけることで収支のバランスがとれます。A案ですと170円弱で推移しますが、B案になりますと177円前後で推移し給水原価とほぼ同じとなります。C～D案になりますと給水原価を上回るようになります。 15ページに愛媛県下11市及び近隣町における1か月20㎡当たりの水道料金グラフに今回のA～D案の料金を載せております。 現行の料金が緑色の位置になります。基本料金2.9%増加のA案になりますと位置的には現在と変わりありません。基本料金8.2%増加のB案及び10.6%増額のC案になりますと松山市と今治市と同程度の料金となります。基本料金15.3%増加のD案になりますと今治市、内子町の料金を超え、大洲市と同程度の料金となります。 16ページ～18ページには、同じく県下の基本料金及び超過料金の単価を用途別に掲載しております。家庭用で料金が高いのは宇和島市、西予市、八幡浜市、四国中央市ですが、宇和島市は基本料金、超過料金共に高く設定されていますが、西予市は基本料金を細分化するなどして超過料金を高めに設定しているようです。 19～21ページには、県内の上水道加入金・手数料調書を掲載しています。本市は、他市町と比較しても決して低い位置にありません。 22ページは下水道料金でも比較されていました大口使用者の水道料金について、伊予市の一般的なスーパーと食品加工工場の水道料金を近隣の自治体の松山市、砥部町及び松前町の料金と比較をしております。松山市と伊予市が高い金額を示しておりますが、ほかの自治体は概ね同程度であります。他市は、水道料金が下水道使用料より低額であることがわかります。 以上、伊予市の水道料金見直しについて説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。かなり込み入った内容ではございますけれども、ご質問等はいかがでしょうか。不明点とかないでしょうか。

発言者	内容
委員	31～36年度の5年間の限定で継続的に見直していくということなのですが、あんまり20年も30年も向こうの話してもいかんのですが、なんといいですかね定期的にやっていく場合にはやっぱり15年ぐらいのスパンっていうのを見ないといけないと思うのですが。そういうふう考えたときの料金設定、まあいろいろな面で老朽化したもの、いわゆる減価償却等の分もあると思うのですが、A～Dの中で4案作っているけど、その中でどのくらいが一番水道課としてはいいと、ベターであると思っていますか。そのところをお聞きしたい。
議長	ちょっと。その内容が次の議題にあります。
委員	あるんですかね。
議長	今回4案でシミュレーションしていただいた上で、改定案ということで市としての考え方をお示ししていただけるので、でしたらもうそちらのほうへ移りましょうか。
委員	まだかまわないですよ。早く行ったら委員の皆さんの質問もありでしょうから。
議長	次の議題のときにお伺いということにしたいと思います。そのほかわからない点とか、確認しておきたいようなことなど、よろしいですか。
委員	資産維持費を考慮しないと。要は、今、事務局の案ということですよ。13ページか。そういう理解でよろしいですね。内部留保があると、1億7、8、000万あるんですかね。
議長	上側の線グラフですね。もっとあるわけですよ。
事務局	こちらの13ページのグラフで表しております累計の繰越額、現行はたぶん約8億くらいあります。現状の水道料金でシミュレーションいたしますとそれがH36年に約3億4、000万円になりますから、4億5、000万円くらいは減少するだろうということで、その中でどれだけ減少率を抑えるかということでいう..
委員	その前に聞きたいんですけどなんで8億もあるんですかね。かなり儲けていたということですか。
事務局	水道料金は、年間に税抜きなんですけど約6億近く水道料金を頂いております。ですから水道公営企業法の原則でだいたい年間に支払うべき債務くらいは現金を持ちなさいということが日本水道協会とかの一応指導的なものではあるんですけど、そのへんを踏まえて今現在は剰余資金、現金等も持ち合わせています。ただそれは、これから耐震化とか施設整備を行うとそういうことも含めて今現在大きな事業、上水道としての事業というのは24年度に集約的な浄水場を建設しました。それ以降の上水道としての大きな事業はやっていませんので剰余金があると、そういうふうに理解頂きたいと思います。
委員	8ページなんですけど、この選定基準というのはこれはもう審議会として議論する余地がなく、市の方針としてこの基準で考えてくださいということですよ。
事務局	まあ、そうですね。ここらが一応市が考えるポイントというか方向性、当然赤字になるのは避けたいというのはあります。その赤字をどこの基準で考えるか、いわゆる純利益を優先するのか、水道料金、供給単価、給水原価を

発言者	内容
	優先するのか。どこに重きを置くかということで3点だけ表しました。これらを含めて4案で審議していただいたらということで考えております。
委員	1, 2, 3というのは、まず第1点の水道料金の料金算定期間は5年間でその赤字を解消するという、純利益は赤字としないというのはまず第一前提ですよ。
事務局	はい。
委員	次に料金の算定期間において供給単価を給水原価に限りなく近づけるというのも基準の一つですよ。
事務局	はい。
委員	3番目も累計繰越額の減少を抑えるというのも、ですからこの3つをおさえた上でA案かB案かC案かD案かを審議するのです。
事務局	そうですね。この条件に合うような、で市民のみなさんがご理解頂けることになればということを審議ポイントとして考えております。
委員	でその、資産維持費を考慮しない。
事務局	まあ、資産維持費をどう位置づけるかということに。
委員	そうなってくると自ずとB案になるような気がするんですけど。
議長	選ぶにしても何かしらの基準があつて選ぶということで、その基準も、これもあくまで市としての提案ということで。
委員	基準も提案なんですか。
事務局	一応提案というか、まあ一つの市としては、こういう内容で選定基準で審議していただければという、これ以外にというのは市としてはなかなか見当たらないのも事実なんですけど。
委員	いいですか。この計算方式ですけど市民の人口を想定何人で計算されたのですか。
事務局	はい、よろしいですか。一回目の資料の23ページでお知らせしていたのですけどの行政区域内の人口としては36年で一応3万4,700人くらいと試算しております。ただし給水の人口というのは3万770人くらいで計算した中のシミュレーションというふうにしています。
委員	36年での水道を使う人の数が3万700人なのですか。
事務局	そうですね
委員	今の人口は何人ですか。
事務局	今現在は、28年度では3万290人です。ただしご案内の通り、上灘地区の簡易水道が上水道になりましたので一旦は増えていきますが、またやがて減少していくだろうと、そういうシミュレーションで計算しています。
委員	前回の会するときも言ったんですけど、双海町のほうで1年間で100名以上の方がなくなっており、この計算方式をするときに伊予市の人口のところも頭に入れて計算していかないと、アバウトな計算でのデータになると聞いてみると大変なことになったということがあるから、そこらへんの考慮をしていかないといけないと思うんですけど。

発言者	内容
事務局	使った数字というのは、一応将来の人口等の試算を元に水道課で給水区域とかそのへんを考慮した一定のシミュレーションは含んで計算しております。
委員	5年間ってサイクルですが、異常というか特別なことがあればこういう会をして訂正し直すということもするわけですか。そういうことは考えられていないのですか。
事務局	そうですね。基本的に水道料金は3年から5年、下水道でも出たと思うんですが下水道が3年から5年スパンという中で料金改定をするということもあります。ただ水道料金も基本的には同時期に同じ審議会を開いてというシミュレーションになろうかと思うのですが、ただこのときの状況ですね、たとえば水道料金収入の具合とか、あとは事業の進捗状況とかそれも含めて検討して行きたいと考えています。
委員	昭和56年から平成6年の大増水ですかね、まだまだ覚えています、こういうふうやってきたのを5年ごとにやっていくとなれば、見直しですからスパンが決まっているから、市としても発言されたような人口の問題とかそういうことも留意しやすいと思う。それからこういう定期的に見直しをするということ、次10年後、35年後はこれでいいと言うかもしれないし、やっぱり5%上げないといけないと言うかもわからないですが、そういうことは人口の問題が根源にあって使用料ということになってくると思いますが、定期的に見直すということは、よその自治体でもあるんですか。
事務局	昨今では、どこの自治体でも上げる、上げないには関わらず、3年から5年間で経営状況がどうなるというのは、こういう皆さんの意見を聞く会議というのはやられているようですし、逆に料金を大幅に上げないといけない時は段階的に3年から5年で一段階上げて、次の3年から5年で2段階上げて、3回目で理想の料金に到達するという上げ方をしている自治体のほうもございます。 伊予市といたしましても3ページに書いていますように、たとえば平成6年の次は14年、次は23年とか、ここらはちょっと間隔が空いたのですが、間隔が空いたというのは経営が成り立っていたという考え方もあるのですが、一応そこらの反省も踏まえて定期的にいくという方向で考えたいと思っています。
委員	わかりました。
議長	最近人口の変更幅が多いのでだいたい3年～5年スパンで見直しをしているように思います。そのほかいかがでしょう。よろしいでしょうか。 はい。では、今の案を受けまして、ほぼ基準が決まっていれば決まりじゃないかという話もありますけれども、改めて使用料金改定案ということで最後のページですね、説明いただければと思います。
事務局	23ページをお開きください。使用料金の改定案について、今まで説明してきましたA案～D案の内容を表にまとめております。 基本料金2.9%増加のA案は、改定内容基本料金概ね2.9%改定、超過料金2～4%後半の改定、純利益の不足が概ね解消される。1か月20㎥使用した場合2,660円、問題が解決できる点としては、更なる経営努力をすることにより概ねクリアできる。最低限のサービスを提供することができる。問題となる点は、住民への負担が増になる。

発言者	内容
	次に基本料金8.2%増加のB案は、改定内容は、基本料金概ね8.2%改定、超過料金は7～9%後半の改定、純利益の不足は解消され、概ね給水原価を賄い、累計繰越額の減少が抑えられる。1か月20㎥使用した場合2,770円、問題が解決できる点は、最低限行うべき経営努力を重ねることにより概ねクリアできる。サービスの提供を継続することができる。問題となる点は住民への負担が大きい。簡易水道から上水道に統合された地区住民にとっては、値上げが続き、負担が大きい。 次に基本料金10.6%増加 資産維持費加算のC案は、改定内容 基本料金概ね10.6%改定、超過料金9～11.5%の改定、純利益の不足は解消され、供給単価が給水原価を概ね上回る。1か月20㎥使用した場合2,820円、問題を解決できる点は、最低限行うべき経営努力を概ねクリアできる。サービスを提供を継続することができる。問題となる点は住民への負担が大きい。簡易水道から上水道に統合された地区住民にとっては、値上げが続き、負担が大きすぎる。 最後に基本料金15.3%増加 資産維持費加算のD案は、改定内容 基本料金概ね15.3%改定、超過料金13～15%後半の改定、純利益の不足は解消され、給水原価を上回り、累計繰越額は、減少しない。1か月20㎥使用した場合2,930円、問題を解決できる点は、将来にわたり、サービスの提供を安定的に継続することができる。問題となる点は住民への負担が大きすぎる。簡易水道から上水道に統合された地区住民にとっては、値上げが続き、負担が大きすぎる。 参考資料といたしまして、現状の料金については、1か月20㎥使用した場合2,570円、問題を解決できる点は、住民への負担が現状のままである。問題となる点は、現状のサービスを継続することが将来困難となる。 以上使用料金改定案につきまして説明を終わります。
議長	はい、ありがとうございます。 4案の特徴を提示いただいたわけですが、ご質問はございませんでしょうか。 では、先ほどの選定基準からいいますと、B案が妥当になると考えられます。赤字にはならないということと、給水原価に見合うものであるということ、資産維持費に関しては考慮しないという今の伊予市の財政状況からしますと、繰越額がある。この繰越額の減少が抑えられる点も加味しますとB案が妥当ではないかと。A案だと赤字になってしまう。C案、D案ですと住民への負担という点では大きすぎるということから考えますとB案が妥当ではないかと考えております。いかがでしょうか。皆さま、異議ございませんでしょうか。
	「異議なし」
議長	では、水道料金につきましては、B案ということで今回の協議会としての見解というふうにいたしたいと思います。どうもありがとうございます。今日の議題は、以上になります。 次回、もう一方の下水道使用料金のほうは、議論を続けていくということで、「次回の審議会日程について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、「4. 次回の審議会日程について」ご説明いたします。 次回、第4回審議会の開催日時につきましては、出来れば6月26、27、29日当たりで開催出来ればと考えております。

発言者	内容
	また、時間については、午後1時30分から開催したいと思っております。 なお、会場につきましては、次回、開催案内文書にてお知らせすることにさせていただきますと思います。 以上で、「次回の審議会日程について」の説明を終わります。
議長	これは、今日決めなくていいんですか。
事務局	決めていただけますでしょうか。
議長	では、26日、27日、29日で手を挙げていただけますか。皆さん難しい。 では、7月の3.4.6日は？ベストは7月3日か4日ですけれども。3か4で、早急にあとで調整するということでお願いします。 はい、今日の議題審議は以上ですね。では事務局にお返しいたします。
事務局	どうもありがとうございました。以上を持ちまして、第3回伊予市上下水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日は皆さんご多忙中関わります、ご出席いただき誠にありがとうございました。お気をつけて、帰ってください。どうもありがとうございました。

閉会